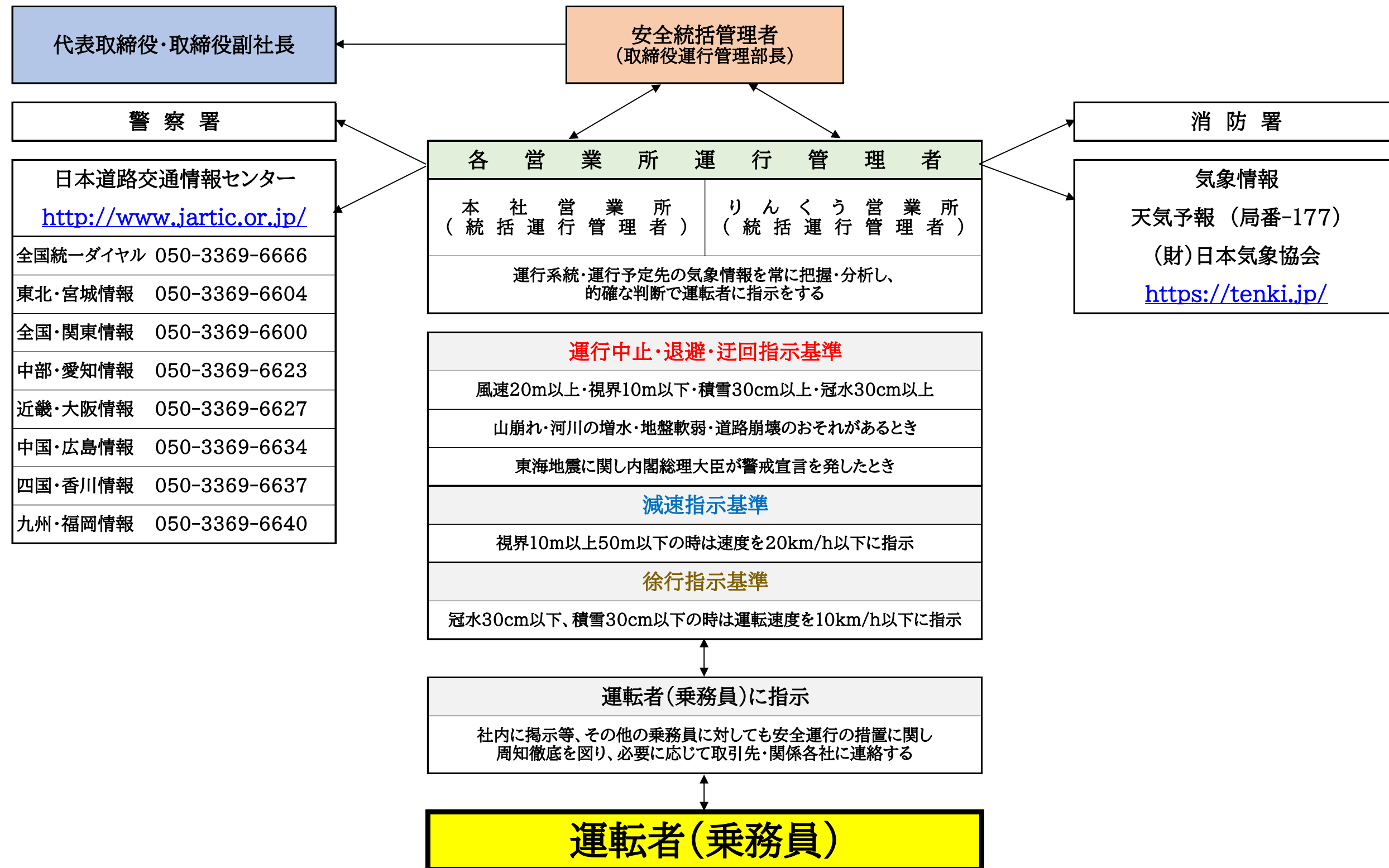


はやぶさ国際観光バス株式会社「異常気象時緊急措置・連絡体制図」



- ① 運転者は運行途中、異常気象に遭遇し、又は異常気象となることが明らかとなった時は、速やかに運行管理者に連絡し、その指示を受けることとする。
- ② 次の状況に直面し、運行管理者に連絡する余裕がないときは、直ちに安全な場所に退避するなど運行を中止しなければならない。
- ③ 風速が20m以上と認められる時は車両の防護を図るため、安全な場所に退避し、風速が静まるまで運行を中止すること。
- ④ 雨、霧、吹雪の為視界が10m以下の時は運行を中止して道路の左側に車両を寄せ、フォグランプ及び尾灯を点灯し、そのまま待機すること。
- ⑤ 視界10m以上50m以下の時は運転速度を20km/h以下に減速し運転すること。
- ⑥ 路面冠水30cm以下の時は10km以下の徐行運転とし、ガードレール、サインボード、道路標識、電柱、路肩等に注意して道路状況を確認して進行すること。
- ⑦ 山崩れ、河川の増水、地盤軟弱、道路崩壊の恐れがある時は、運行を中止し、安全な地点で待機すること。
- ⑧ 積雪30cm以上の時は除雪の状況を確認し、危険であると認められる時は運行を中止し、安全な地点で待機すること。

【車を運転中に警戒宣言が発せられた時】
地震の発生に備えて速度を十分落とし、ラジオ等によって地震情報や交通情報を聞き、情報に応じて行動する。
車において避難する時はできるだけ道路外に停止させる。